

## 奈良県立大学名誉教授称号授与規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第106条の規定に基づき、奈良県立大学名誉教授（以下「名誉教授」という）の称号の授与について、必要な事項を定めるものとする。

### (選考の基準)

第2条 名誉教授の称号は、奈良県立大学（以下、「本学」という。）を退職した者で、次の各号の一に該当する者について選考の上、授与することができる。

- (1) 本学の学長として、顕著な功績があった者
- (2) 本学の教授として、15年以上勤務し、教育上又は学術上顕著な功績のあった者
- (3) 前号に定める勤務年数には達しないが、本学の副学長、学部長等の部局長または教授として、本学の運営または教育上、学術上顕著な功績があった者

### (勤続年数の通算)

第3条 前条第2号に規定する勤務年数には、次の期間を教授として勤務した期間に算入する。

- (1) 本学の准教授としての勤務年数はその3分の2、専任講師としての勤務年数の2分の1（1年未満の端数は、1年に切り上げる。）
- (2) 本学以外の大学の教授としての勤務年数はその3分の2、准教授としての勤務年数はその2分の1、専任講師としての勤務年数はその3分の1（1年未満の端数は、1年に切り上げる。）
- (3) 大学の教授、准教授又は専任講師に相当すると認めた教育研究機関の職としての勤務年数は、前号に準じる年数

### (選考)

第4条 学長は、第2条第1号に該当する者がいるとき、または同条第2号または第3号に該当するとして学部長が推薦する者がいるときは、教育研究審議会の議を経て、名誉教授の称号を授与する。

### (証書交付)

第5条 名誉教授の称号の授与は、別記様式による証書交付によって行う。

(礼遇)

第6条 名誉教授に対しては、刊行物の贈呈、重要行事への招待、諸施設の利用に関する便宜の供与等の方法によって礼遇する。

(称号授与の取消)

第7条 名誉教授の称号を授与された者が、その榮譽を汚す行為があり称号を保持するに適當でないと認められたときは、学長は、教育研究審議会の議を経て称号の授与を取り消し、証書を返納させる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、名誉教授の称号授与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 奈良県立商科大学における専任教員としての勤務は、本学における勤務とみなす。
- 3 助教授として勤務した期間は、准教授として勤務した期間とみなす。
- 4 奈良県立商科大学名誉教授であった者は、この規程による名誉教授とみなす。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

第 号	氏 名	生 年 月 日	奈良県立大学名誉教授の称号を授与する	年 月 日	奈良県立大学 印
--------	--------	------------------	--------------------	-------------	-------------